

新潟大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程

平成16年4月1日

規 程 第 9 5 号

(目的)

第1条 この規程は、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「セクシュアル・ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、国立大学法人新潟大学（以下「本学」という。）における人事管理の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の職務能率の発揮並びに学生等の修学上の環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 本学に勤務するすべての者をいう。
- (2) 学生等 児童、生徒、学生、科目等履修生、研究生等本学において修学する者をいう。
- (3) 関係者 学生等の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者（職員及び学生等を除く。）をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント
 - ア 職員が他の職員、学生等及び関係者を不快にさせる性的な言動
 - イ 学生等が他の学生等、職員及び関係者を不快にさせる性的な言動
 - ウ 関係者が他の関係者、職員及び学生等を不快にさせる性的な言動
- (5) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題
 - ア セクシュアル・ハラスメントのため職員の就労上又は学生等の修学上の環境が害されること。
 - イ セクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員が職務上の又は学生等が修学上の不利益を受けること。

(職員及び学生等の責務)

第3条 職員及び学生等は、この規程及び学長が定める指針に従い、セクシュアル・ハラスメントをしてはならない。

(学長の責務)

第4条 学長は、職員及び学生等に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

- 2 学長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、職員及び学生等に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うよう努めるものとする。
- 3 学長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な研修を実施するものとする。
- 4 学長は、新たに職員となった者に対して、セクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった職員に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施するものとする。

(監督者等の責務)

第5条 職員を監督する地位にある者（課長相当の職以上の職員のほか、職員を事実上監督していると認められる者を含む。以下「監督者」という。）及び学生等を指導する地位にある者は、職員の就労上又は学生等の修学上の環境を確保するため、次の各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の職務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、職員又は学生等の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 職員又は学生等の言動に十分な注意を払い、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生ずることがないように配慮すること。

(苦情相談への対応)

第6条 学長は、職員及び学生等から苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）がなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、苦情相談を受ける体制を職員及び学生等に対して明示するものとする。

(相談員)

第7条 相談員は、次に掲げる者とする。

- (1) 各学系、各学部、大学院現代社会文化研究科、大学院自然科学研究科、大学院医歯学総合研究科、大学院実務法学研究科、医歯学総合病院、脳研究所、超域研究機構、保健管理センター及び国際センターから選出された大学教育職員男女各1人（事情により男女各1人の選出が困難な場合は、同性の大学教育職員2人とすることができる。次号において同じ。）

- (2) 新潟地区及び長岡地区から選出された教育人間科学部附属学校教育職員男女各1人
 - (3) 総務部人事課長
 - (4) 学務部学生生活支援課長
 - (5) 医歯学総合病院看護部副看護部長
 - (6) その他学長が適当と認める者
- 2 前項第1号及び第2号に規定する相談員の数、職員及び学生等からの相談に適切に対応することが困難な場合、若干人増員することができる。
- 3 第1項第1号、第2号及び第6号に規定する相談員は、学長が委嘱する。
- 4 第1項第1号、第2号及び第6号に規定する相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 第1項第1号、第2号及び第6号に規定する相談員に欠員が生じた場合の補欠相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員の任務)

第8条 相談員は、苦情相談に真摯に応じ、相談者の主張及び要求を確認の後、その内容を別に定める様式により、次条に規定する特定監督者及び人権問題委員会委員長に報告するとともに、特定監督者の指示を受け、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

(特定監督者)

第9条 前条の苦情相談に係る問題の処理に当たるため、問題の処理に当たる者(以下「特定監督者」という。)を別表のとおり置く。

- 2 特定監督者は、相談員から前条に基づく報告があった場合、速やかに調査及び対応を行い、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により、当該問題を、迅速かつ適切に解決するよう努めなければならない。
- 3 特定監督者は、前項の結果及び経緯を人権問題委員会委員長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第10条 相談員、特定監督者等は、苦情相談への対応に当たっては、当事者等のプライバシーや名誉その他人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 職員及び学生等は、セクシュアル・ハラスメントに対する拒否、苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関し正当な対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをし

てはならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

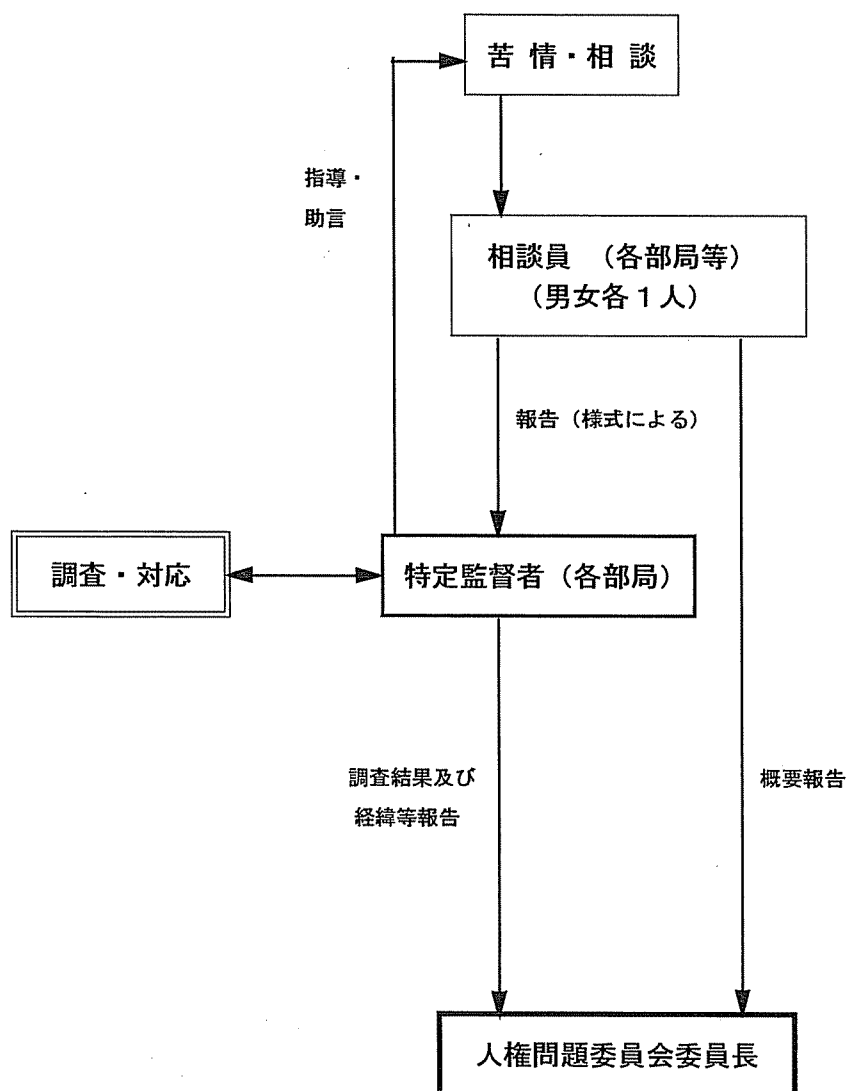
別表（第9条関係）

特 定 監 督 者

相談者の区分	組 織 名	特定監督者
ア 大学教育職員，教育人間科学部附属学校教育職員又は学生等	各学系	各学系長
	各学部	各学部長
	大学院現代社会文化研究科，大学院自然科学研究科大学院医歯学総合研究科，大学院実務法学研究科	各研究科長
	医歯学総合病院	病院長
	脳研究所	所長
	超域研究機構	機構長
	保健管理センター	所長
	学則第15条に規程する組織	各組織の長
	教育人間科学部附属学校	各校長
イ ア以外の職員	総務部（企画戦略本部，危機管理室及び広報センターを含む。）	総務部長
	研究支援部（超域研究機構，知的財産本部，国際センター，積雪地域災害研究センター，地域共同研究センター，ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー，総合情報処理センター，アイソトープ総合センター，機器分析センター及び旭町地区放射性同位元素共同利用施設を含む。）	研究支援部長
	財務部	財務部長
	学務部（保健管理センター，就職部，入学センター及び大学教育開発研究センターを含む。）	学務部長
	施設管理部（廃棄物処理施設を含む。）	施設管理部長
	附属図書館（旭町学術資料展示室を含む。）	事務部長
	人文社会科学系事務部	事務長
	教育人間科学部	事務長
	理学部	事務長
	医学部，歯学部，脳研究所，医歯学系事務部	医歯学系事務部長
	工学部	事務長
	農学部	事務長

	大学院自然科学研究科		事務長
	医歯学総合病院	事務部，診療科等（看護部を除く。）	事務部長
		看護部	看護部長

新潟大学におけるセクシュアルハラスメント防止に係るフローチャート



『人権問題委員会の構成』

副学長，各学部長等